

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期しつつ、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応をお願いいたします。

2文科高第934号
令和3年1月8日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた
大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と、学生の学修機会の確保の両立に向けた取組を進めていただき、文部科学省においても、この両立を図るために必要な留意事項等について、累次により周知を行ってきたところです。

このたび、内閣総理大臣より、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域として、令和3年1月8日から2月7日までの期間において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」（別添1）が改訂されたことを踏まえ、文部科学省において、緊急事態宣言の下において各大学等に御留意いただきたい事項等を整理しましたので、お知らせします。

各大学等におかれましては、この趣旨に十分御留意の上、令和3年1月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」（以下「1月通知」という。）も踏まえ、感染対策を一層徹底いただくとともに、引

き続き、学生の学修機会の確保に御配慮をいただくようお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

1. 学内における感染対策の徹底と学生の学修機会の確保等について

今般の緊急事態宣言の発出に当たって改訂された対処方針においては、学校の取扱いについて「文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止対策の徹底を要請する」こととされているところです。

大学等における学内の感染対策については、令和2年6月5日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（以下「6月通知」という。）及び令和2年9月15日付高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（以下「9月通知」という。）等を通じて、基本的な考え方や対策の具体例をお示ししてきたところですが、改めて、これらの通知も参照いただきながら、下記の留意事項も踏まえ、必要な感染対策を徹底いただくようお願いします。

- ・ 緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等においても、感染対策をより慎重に講じた上で、面接授業の実施が適切と判断されるものについては、引き続き、その実施を検討する一方で、所在する自治体の要請等を踏まえながら、面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図ること。
- ・ 感染対策の実施に当たっては、学内施設を一律に閉鎖することや、学生等の学内への入構を直ちに禁止すること等の措置を講じるのではなく、学生の修学の継続にも十分に配慮し、地域の感染状況や自治体の要請内容を踏まえた対応を柔軟に検討すること。
- ・ その他、感染対策を講じた上での授業の実施や学内施設の利用の確保、遠隔授業における学生の通信環境への配慮等に当たっては、6月通知、9月通知及び令和2年12月23日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」（以下「12月通知」という。）等を参照し、適切な学校運営に努めること。
- ・ なお、仮に、緊急事態宣言の対象区域において、所在する自治体の長から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設の使用制限の要請等が示された場合においても、全ての業務を一律に休業とするのではなく、遠隔授業の活用を検討する等、

学生の学修の継続に配慮すること。

その際、単位認定や卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関しては、弾力的に対処すること等により、学生の進学・就職等に不利益が生じることのないよう配慮いただきたいこと。

- ・ また、緊急事態宣言の対象区域における、最低限の研究活動維持の在り方等については、「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（令和2年10月6日改訂 文部科学省）」を参照していただきたいこと。

2. 課外・学外活動における感染対策や注意喚起の徹底について

大学等における感染拡大の防止については、課外・学外での活動における感染対策と注意喚起の徹底が極めて重要です。この観点から、これまでも累次にわたって留意事項をお示ししてきたところですが、対処方針において「部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底を要請する」と示されているほか、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「緊急事態宣言についての提言（以下「分科会提言」という。）」（令和3年1月5日）においても、感染リスクが高い場면을回避するための環境づくりのための方策として「大学や職場等における飲み会の自粛」、「大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底」等が挙げられています。

このことも踏まえ、学生や教職員の課外・学外での活動における感染対策や注意喚起等について、下記の留意事項を御参照の上、改めて徹底した対応をお願いします。

なお、大学等において感染者が生じた場合にあっては、引き続き、その旨を文部科学省に御報告いただきますようお願いいたします。

（1）クラブ活動等の課外活動における感染対策について

大学等については、課外活動等における感染事案が多く発生していることから、これまでも、1月通知等の周知を通じて、部活動における感染対策の徹底等を要請してきたところです。各大学等におかれては、改めて、これらの通知等及び各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等の遵守を徹底し、万全の感染対策を講じていただくようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等におかれては、このたび、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家から、緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動についての考え方が取りまとめられており、その要点は（別添2）のとおりですので、併せてご参照の上、十分この趣旨に御留意いただき、その感染状況を踏まえ、合宿や、他校との練習試合等を、一時的に制限するなど、感染症への警戒度をより高めるようお願いいたします。また、部活動終了後における学生同士での食事等を控える等感染症対策の徹底をお願いします。

加えて、大学等については、学生寮における複数の感染事案も生じていることから、寮生活における感染対策について、9月通知等においてお知らせしている対策のポイントも参照の上、改めて対応を徹底いただくようお願いいたします。

(2) 学外における活動への注意喚起の徹底等について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは、学生や教職員一人一人において、適切な行動をとるよう心掛けることが必要であり、各大学等においては、在籍する学生等に対して、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うことが求められます。

12月通知等においても繰り返しお願いしているところですが、感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）の周知徹底や、手洗い・マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策等に関する啓発、情報提供の強化をお願いします。このほか、年末年始における感染症対策としては、令和2年12月14日付高等教育企画課事務連絡「大学等における年末年始の忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」においてお知らせしている事項等も踏まえ、改めて必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

また、分科会提言及び対処方針も踏まえ、緊急事態宣言の対象となっている区域に所在する大学等においては、特に20時以後の不要不急の外出は控えることなどについても周知するとともに、懇親会やいわゆる飲み会については、自粛を含めて対応を検討するよう、学生等に対する注意喚起を改めて行ってください。

なお、学生等への注意喚起や情報提供に当たっては、外国人留学生への多言語による発信等の工夫も含め、学生等の一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して実施されるよう、重ねてお願いします。

3. 学生等への経済的支援をはじめとする学びの継続の取組について

4都県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴い、各都県知事より事業者に対して営業時間の短縮等の要請等があり、学生等の中にはアルバイト収入が減少したり、世帯の家計が急変したりする者が出てくることも想定されます。

文部科学省としては、令和2年12月18日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（依頼）」（以下「12月事務連絡」という。）においてお示ししている通り、「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」を改訂し、学生等への経済的支援について、追加の支援策も盛り込んだ形でお知らせしたところです。具体的には、緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集や、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金における家計急変の場合の随時の支援、また新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などの支援策についても案内しております。こうした支援策の情報についても、支援を必要としている学生等の一人一人に確実に行き渡るよう、重ねてお願いします。

併せて、経済的困窮や精神的な不安を抱えた学生等に対しては、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、適切かつきめ細かな対応をお願いします。ま

た、相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。この際、12月事務連絡等においてお示ししている取組事例も参考いただくようお願いします。

4. 令和3年度大学入学者選抜について

大学入学共通テストや各大学が実施する入学者選抜の実施については、大学入学共通テストや各大学における個別試験の実施について、令和3年1月8日付高等教育局長通知「令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」においてお知らせしている内容に十分御留意の上、適切に対応いただくようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 全体について
文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）
E-mail: koutou@mext.go.jp
- 遠隔授業の特例措置について
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3338）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp
- 学生への注意喚起・経済的支援について
文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）
E-mail: gakushi@mext.go.jp
- 大学スポーツについて
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付（内3932）
E-mail: stiiki@mext.go.jp
- 文化に関する課外活動について
文化庁参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室（内2832）
E-mail: artedu@mext.go.jp
- 大学入学者選抜について
文部科学省高等教育局 大学振興課大学入試室（内4902）
E-mail: gaknyusi@mext.go.jp
- 国立大学について
文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）
E-mail: hojinka@mext.go.jp
- 公立大学について
文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）
E-mail: daigakuc@mext.go.jp
- 私立大学について
文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）
E-mail: sigakugy@mext.go.jp
- 高等専門学校について
文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）
E-mail: senmon@mext.go.jp